

報告 令和2年度いじめ認知件数について

令和2年度における、本校でのいじめ認知件数は3件でした。
既に解消済みです。

いじめの定義については、生徒・保護者・教職員が共通して、
正しい認識を持つとともに、今後も「いじめ見逃しゼロ」「い
じめ未然防止」に向けた取組を学校全体で行ってまいります。

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。